

平成26年加美町議会第7回臨時会会議録第1号

平成26年9月3日（金曜日）

出席議員（20名）

1 番	木 村 哲 夫 君	2 番	早 坂 伊佐雄 君
3 番	早 坂 忠 幸 君	4 番	猪 股 俊 一 君
5 番	伊 藤 信 行 君	6 番	伊 藤 淳 君
7 番	伊 藤 由 子 君	8 番	高 橋 聡 輔 君
9 番	一 條 寛 君	10 番	三 浦 進 君
11 番	沼 田 雄 哉 君	12 番	工 藤 清 悦 君
13 番	米 木 正 二 君	14 番	三 浦 英 典 君
15 番	一 條 光 君	16 番	高 橋 源 吉 君
17 番	味 上 庄一郎 君	18 番	三 浦 又 英 君
19 番	佐 藤 善 一 君	20 番	下 山 孝 雄 君

欠席議員 なし

欠 員 なし

説明のため出席した者

町 長	猪 股 洋 文 君
副 町 長	吉 田 恵 君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	高 橋 啓 君
会計管理者兼課長	鈴 木 裕 君
企画財政課長	高 橋 洋 君
協働のまちづくり推進課長	今 野 伸 悦 君
町 民 課 長	小 川 哲 夫 君
税 務 課 長	伊 藤 裕 君
農 林 課 長	鎌 田 良 一 君

商 工 観 光 課 長	遠 藤 肇 君
建 設 課 長	田 中 壽 巳 君
保 健 福 祉 課 長	下 山 茂 君
上 下 水 道 課 長	田 中 正 志 君
小 野 田 支 所 長	早 坂 安 美 君
宮 崎 支 所 長	早 坂 雄 幸 君
総 務 課 長 補 佐	川 熊 裕 二 君
教 育 総 務 課 長	小 山 弘 君
生 涯 学 習 課 長	猪 股 清 信 君
代 表 監 査 委 員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	二 瓶 栄 悦 君
次 長	浅 野 仁 君
主 幹 兼 総 務 係 長	今 野 典 子 君
主 事	菅 原 敏 之 君

議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 報告第13号 専決処分した事件の承認について（和解及び損害賠償の額の決定について）
 - 第 4 報告第14号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
 - 第 5 承認第5号 専決処分した事件の承認について（平成26年度加美町一般会計補正予算（第4号））
 - 第 6 議案第47号 和解及び損害賠償の額の決定について
 - 第 7 議案第48号 加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 8 まで

午後 2 時 0 0 分 開議

○議長（下山孝雄君） 皆さん、本日は大変ご苦労さまでございます。

会議に先立ちまして、議員各位並びに執行部の皆様に申し上げます。クールビズ対応ですの
で脱衣を許可いたします。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより、平成26年加美町議会第7回臨時会を開会いたしま
す。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（下山孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、16番高橋源吉君、17番味上庄一
郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（下山孝雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期については本日1日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定
しました。

日程第3 報告第13号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の 決定について）

○議長（下山孝雄君） 日程第3、報告第13号専決処分した事件の報告について（和解及び損害
賠償の額の決定について）の報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第13号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の
決定について）について、ご説明申し上げます。

本案件は、平成26年1月26日午後5時20分頃、加美町非常勤職員が町所有車両を運転中、大
崎市古川栄町1付近の市道においてスピードを抑えるためにブレーキをかけた際、凍結路面で
タイヤがスリップして運転操作不能となり、水道管に衝突して損傷を与えたことに対しまして、

過失割合が町100%により賠償額が決定いたしました。

そこで、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分指定事項において、法律上、町の義務に属する交通事故による損害賠償については、30万円を超えない範囲においてその額を定めること、及びこれに伴う和解に関することになりますことから、今回専決処分をしたものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

12番工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） 1つだけ質問させていただきます。以前にも事故の専決処分が上がった時に、15番議員から相手方の名前の公表だけではなく、職員の名前も公表したらよいのではという質問がありましたが、今後検討しますということで、そういう方向性できているのでありますが、その辺についての進捗状況と言いますか、または考え方、これからも出さないというか、そういうことが検討されているのかお願いします。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 総務課長お答えさせていただきます。議員さん質問の指摘が以前ございまして、町の方では県内の各事例を調べさせていただきまして、他の自治体では加害者である職員の名前は公表していないというのが現状であります。

その件につきましても、町の方では、交通事故等につきましても程度の大きさにより基準内規を定めておりまして、それに照らし合わせて町の方では処分等が検討されます。その中で懲戒等の重い場合は、公表となっております。

そういう形で進めております。以上です。

○議長（下山孝雄君） その他質疑ございませんか。

○議長（下山孝雄君） 他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて、報告第13号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を終了いたします。

日程第4 報告第14号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

○議長（下山孝雄君） 日程第4、報告第14号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）の報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第14号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）についてご説明申し上げます。

本案件は、平成26年5月3日午後4時30分頃、加美町職員が町所有車両を運転中、陶芸の里敷地内において進路変更のためバックで発進した際に、後方確認を怠り、相手方車両の前方部に衝突して損傷を与えたことに対しまして、過失割合が町100%により賠償額が決定いたしました。

そこで、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分指定事項において、法律上、町の義務に属する交通事故による損害賠償については、30万円を超えない範囲においてその額を定めること、及びこれに伴う和解に関することに当たりますことから、今回専決処分をしたものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりましたこれより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて、報告第14号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を終了いたします。

日程第5 承認第5号 専決処分した事件の承認について（平成26年度加美町一般会計補正予算（第4号））

○議長（下山孝雄君） 日程第5、承認第5号専決処分した事件の承認について（平成26年度加美町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 専決処分した事件の承認について、平成26年度加美町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

本案件は平成26年度一般会計補正予算の専決処分を、8月5日に行ったものであります。既定予算に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出それぞれ135億7,593万2千円とする補正予算を行うものであります。内容は、美しいまちなみづくり町民研修事業に係る海外研修参加者の変更に伴い、特別職1名分の費用弁償を町民一般公募卒1名分の補助金へ組み替えを行うものです。歳入については、繰入金として人材育成基金繰入金40万円増。歳出については、総務費において費用弁償60万円減、美しいまちなみづくり町民研修事業補助金45万円増などのほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりましたこれより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、承認第5号専決処分した事件の承認について（平成26年度加美町一般会計補正予算（第4号））の採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって承認第5号専決処分した事件の承認について（平成26年度加美町一般会計補正予算（第4号））は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第47号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（下山孝雄君） 日程第6、議案第47号和解及び損害賠償の額の決定を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第47号和解及び損害賠償の額の決定について、ご説明申し上げます。

本案件は、平成25年5月15日午後2時45分頃、加美町職員が運転する町所有車両が、加美町宇西田四番地先の加美町役場本庁舎出入口付近において、前方不注意によりブレーキの踏み込みが足りず、右折進入するため停車していた相手方車両に追突し、相手方に負傷及び相手方車両に損傷を与えたことに対しまして、過失割合が町100%により賠償額が決定したものであります。

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりましたこれより質疑を行います。質疑ございませんか。

18番三浦又英君。

○18番（三浦又英君） いずれの3件につきましては、過失割合が町100%ということの実態でございます。1点目は、職員に対しまして交通安全に関する指導等含めた、その辺についてどう進められているのか。されには今の案件につきましては損害賠償の額についても二百何十万

何某の額でございます。合わせまして相手方がけがを負っているということでございますので相手方のけががどの程度だったのか、また事故を起こされた職員のけが等についてはどうだったのか。

先ほど総務課長が工藤議員に対する答弁に事故が起きた場合の基準の内規を決めておいて、その事故によって重い処分を科しているとの答弁がありました。かつては、職員が人身事故を起こして停職になった方もいるということも聞いております。そのようなことも踏まえながらこの事故についてももう少し詳細に説明をお願いします。

○議長（下山孝雄君） 総務課長

○総務課長（高橋 啓君） 総務課長お答えさせていただきます。最初に職員の交通安全対策についてのご質問であります。これまでの事故等が多く議会にも報告させていただいております。そういったことから職員の交通安全対策、通勤も含めて徹底していかなくてはならないと考えております。具体的な研修とか職員への通達とかについては現在のところ実施しておりません。今後そういった形で実施すべきと考えております。

今回の事故における相手のけがの状況につきましては、頸椎捻挫、右肩捻挫といった症状で診断書が上がってきております。

今回金額が大変大きく、内訳につきましては、まず車両保障が38万4,950円、残り223万6,539円が相手方に損害賠償として支払われたものであります。事故につきましては昨年の5月であり、14ヵ月ほど経過しております。その間、通院につきましては67日間、総治療日数につきましては202日という日数を要しておりました。職員のけがはございません。

続けて、その内訳ですが治療費として診察料、検査料など治療にかかった費用として51万7,833円、通院の交通費が1万8,816円、診断書の発行として8,630円、それから交通事故により被害者が治療のために働けなくなった場合の休業補償が40日間あり22万8,000円でした。それから傷害の慰謝料がございまして精神的なものに支払われるもので基準に則って算定されており71万3,260円です。それから治療が終わって後遺障害の慰謝料が発生しております。これも後遺症が残ったということで精神的な苦痛に対する賠償金になりまして、等級が決まっており、一番最低の14等級ということで32万円です。それから逸失利益ということで将来の収入が見込めない後遺症の逸失利益ということで43万円、トータル223万6,539円といった損害額がでておりました。

金額については全て保険での対応ということになっております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 18番三浦又英君。

○18番（三浦又英君） 1つ要望でございますが、職員の交通安全指導については徹していただきたいという要望をさせていただきます終わります。

○議長（下山孝雄君） その他質疑ございませんか。15番一條光君。

○15番（一條 光君） 事故に関して3つのご提案をいただきました。特にこの3つ目については議案として提出されたものであります。いずれも過失が100%で相手方の名前を明記して、相手方の車両も明記しておりながら、加害者側が表面に出てこない。それでいて議決だけほしいというのは余りにも虫が良すぎるのではないかと思います。

先ほど総務課長から他の町村に倣ってだと、こうなっているからだの説明がありましたが、それは説明になっていないと思います。特に今回は260万円の出損をしなければならないものでありますし、人身事故でございます。先般も申し上げましたがどういった方が事故を起こしているのか、同じ人が反復して起こしているのか、あるいは職場の労働が非常に厳しくてそういった面から疲れが影響しているのか、そういった判断も色々な角度からしなければならないのに伏せておいて可決だけしてくれというのは何とも意味が通らないように思います。

もう一度伺いますが、どなたが事故を起こされたのか改めて伺います。

○議長（下山孝雄君） 総務課長

○総務課長（高橋 啓君） この場で判断させていただくのは難しいかもしれませんが、課につきましては保健福祉課の職員でございます。疲れとかは職場の状況からそれほどでもないというように判断しております。それから状況についてですが、役場前の町道並柳役場前線で三浦議員さんの前のハンプを超えて、本人いわくくしゃみをしてしまったためにブレーキが甘くなってしまったと。あの場所ですからそんなにスピードはでておりません。ただ、ぶつかり方がちょっと。衝撃はそれほどのものでないかもしれませんが。ただ加害者になりますので、そういった被害者の状況をきちんと見て対応させていただいたと。その時すぐに対応させていただきまして、被害者にも何度かお伺いしまして対応させていただいた状況であります。

あとは副町長からお答えさせていただきます。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 事故の概要については総務課長が申し上げたとおりでございます。

加美町では事故が起きた場合は、本人に事故の概要の調書を出させて所属長がさらに事故に対しての意見を述べて私の方に決裁が回り、注意を与える。必要に応じて懲戒等に関する基準内規に従った委員会を開催する形になっております。今回のことに関しましては平成25年のことでありますけれども、一切が終了しないと全容が分かりませんし、どのような補償が必要に

なるかという金額もあって、相手方の治療も全て終わったところで委員会が開かれることになります。そして委員会において処分の具体的なものになってくると。その場合に懲戒処分の公表について町で規定をしております、その処分の公表に該当するものは公表し、該当しないものについては処分はしますが、公表しないことになります。

そうしますとここに予め名前が出てしまいますと、矛盾が出てくる懸念があります。つまり処分が行われて処分が公表されるべき人は公表されます。そうでない人も出てしまうということもありますので他の町で公表していないことの理由の1つかと思います。

今、議員さんの仰るような相手方の名前を上げて加害者の方が名前を隠して承認を求めるとするのは虫が良すぎるというのは、そういうことではなく、公表するしないの基準を明確にしなければならないと思います。つまり、今回町100%の加害ということになりますが、議会があるごとに30万円以内の和解であれば専決処分ということで。70対30であるとか80対20であるとかもあります。100の場合なら公表すべきなのか、50対50でも公表すべきなのかとかも出てまいります。

その基準をつくって、それから職員に対してもこれからはこの基準でもって議会において名前も公表しますということも言わなければなりません。そういうことの周知もして議会に臨むという形をとらせていただきたいと思いますので、まず基準づくりをさせていただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 15番一條光君。

○15番（一條 光君） 副町長の説明は理解できますけれども、これは一般の不祥事に関しましてはその説明が当てはまりますが、交通事故に関してはこのように公表しているわけですよ。矢越の大和田淳子さんですよ、車両も宮城50ら777と、このようにオープンにしておきながら色々な角度から検討しなければならない議会に対して公表しない、身内に甘い、お手盛りだと言われるやり方は私は公平の原則から言っても当てはまらないと思います。

放射能の処分場問題で猪股町長は町長日記の中にぺんぎんのことを書いておられましたけれども、やはり正しいと思ったことは1町であってもやるべきであって、正しくないのであれば他がやっているからそれを隠れ蓑にしてやらないというのは職員のこれからの緊張感を持たせる意味においても正しくないやり方だと思いますけれども見解を頂きたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田恵君） 何度か15番議員からは意見をいただいておりますし、私も十分理解をしておりますし、承知もしております。この議会においての承認、今回は金額が大きいので議案

となりますが、額の決定についてということについて承認いただきたいものでございます。今の話のような事故の大きさからくる、いわゆる加害者となった職員の公表については懲戒処分をもって公表するという形を今までとっております。

今、議員さんの仰ることについても私も十分理解するところでありますし、これからそれによって事故も少なくなるのであればそういうことも検討したいと思っておりますので、まず先ほどお話をさせていただきましたように基準づくりをさせていただきたいと思っております。

その基準をもってこれから100%場合、いくら以上の場合、あるいはそういうことについて必要なのかということも踏まて議会にご提案させていただきたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第47号和解及び損害賠償の額の決定について採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第47号和解及び損害賠償の額の決定については原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、資料配布のため暫時休憩といたします。その場でお待ちください。

日程第7 議案第48号 加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（下山孝雄君） 日程第7、議案第48号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第48号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案件は、加美町教育委員会委員として、早坂家一、住所は、加美町谷地森字木戸脇37番地、生年月日は昭和27年9月15日生まれを、適任と考え任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、お手元に略歴を記載した資料を配布いたしておりますので、参考にしていただきたい

と存じます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりましたこれより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり） 質疑なしといたします。これにて、質疑を終結いたします。

本件は、人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに議案第48号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての採決を行います。

この採決については、会議規則第81条第1項の規定に基づき無記名投票で採決を行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（下山孝雄君） ただいまの出席議員は19名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により開票立会人に11番沼田雄哉君、12番工藤清悦君を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、開票立会人に11番沼田雄哉君、12番工藤清悦君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（下山孝雄君） 念のために申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」とご記入願います。

なお、投票による表決においては、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかなでない投票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（下山孝雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席において投票用紙に記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。事務局長。

〔事務局長氏名点呼〕

〔投 票〕

○議長（下山孝雄君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。11番沼田雄哉君、12番工藤清悦君に開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（下山孝雄君） 投票結果の報告をいたします。

投票総数 19票

うち 賛成18票

反対 1票であります。

以上のとおり賛成が多数であります。よって、議案第48号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして、本臨時会に附議された案件の審議は、すべて議了いたしました。これで、平成26年加美町議会第7回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労様でした。

午後2時50分 閉会

上記会議の経過は、事務局長二瓶栄悦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年9月3日

加美町議会議長 下 山 孝 雄

署 名 議 員 高 橋 源 吉

署 名 議 員 味 上 庄 一 郎